日本工学会フェロー制度運用規程

制定 平成 20 年 5 月 23 日 理事会 改訂 平成 24 年 11 月 15 日 理事会 改正 平成 25 年 11 月 15 日 理事会 改正 平成 28 年 12 月 1 日 理事会 改正 平成 30 年 11 月 22 日 理事会

(候補者の推薦)

- 第1条 毎年12月までに本会正会員、団体会員及び維持会員にフェロー候補者の募集を 行う。
 - 2. 理事会推薦フェロー候補者については、候補となる者の条件を毎年1月末までに理事会で決定する。
 - 3. 推薦者は、別途定める「フェロー推薦書」に所定事項を記入し、期日までに提出する。

(候補者の選考)

第2条 毎年3月までに選考委員会を開催し、候補者の選考を行う。

(フェローの認定)

第3条 選考委員会は、毎年4月までに選考結果を理事会に提出し、理事会がフェロー を認定する。

(認定状の授与)

第4条 日本工学会定時社員総会において、その年度のフェロー認定者に本会会長から フェロー称号の証を授与する。

(協賛金)

第5条 フェロー認定者に対し、各年度毎に協賛金納付依頼書を送り、協賛金(1万円) を納付戴く。協賛金は、正味財産増減計算書公益目的事業会計の経常収益、受 取寄付金に計上する。

(退任)

- 第6条 フェロー本人がフェロー退任を申請する場合には、所定の用紙に記入し、提出 戴く。
 - 2. 大綱第7条第2項による退任は、理事会の決議を経て、退任手続きを行う。
- 第7条 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

付則

1. 本大綱の改正は平成30年11月22日から施行する。